

平成25年度 第3回

西宮市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時：平成26年2月17日(月)

場 所：市役所東館8階 大ホール

〔午時 4 時59分 開会〕

事務局 皆さん、こんにちは。定刻の 5 時になりましたので、第 3 回西宮市子ども・子育て会議を始めさせていただきます。

本日は、ご多忙中にもかかわらずご参集いただき、ありがとうございます。

今日は、お二人の委員から欠席との連絡をいただいています。

進行を会長にお渡しする前に、資料の確認をさせていただきます。

今回は事前にお送りしたものと本日配付させていただいたものの 2 回に分けてお配りしていきまして、また、かなり量の多い資料になっています。まず、次第です。それから、「第 3 回西宮市子ども・子育て会議」の資料集で、資料 1 から資料 6 までとじています。それから、分厚めの参考資料集、参考資料 4 として「アンケート調査の結果速報」、そして、当日配付の資料 7 として「ワークショップの実施報告」、「追加資料集」として追加資料 1 ～ 3、最後に、アンケート調査の結果速報に一部間違いがありましたので、A 4 一枚物の正誤表を置かせていただいています。

本日使う資料は以上ですので、ご確認いただきまして、もしお手元にないようでしたら係の者に申しつけてください。

本日は、予定では 5 時～ 7 時となっていますが、皆さんお気づきのとおり、かなり議題が多くあります。できるだけ 2 時間以内でおさめるように会長にお願いしているところですが、もし時間が足りない場合は、最大で 30 分程度の延長をさせていただきたいと考えていますので、よろしく願います。

それでは、会長、会議の進行をよろしく願います。

会長 改めまして、皆さん、こんにちは。

お寒い中、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから第 3 回西宮市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

議事に入る前に、本日も傍聴を希望される方が 5 名いらっしゃいますので、お諮りさせていただきます。

これを許可してよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 それでは、傍聴の方に入らせていただきまして、この後にいらっしゃる方も随時入室していただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 では、傍聴の方が入室されるまで、しばらくお待ちください。

それでは、議事に入ります。

本日は、議事が 4 項目、その他が 2 項目予定されています。先ほど事務局からありましたように、多少時間がかかる場所もあると思いますが、そのあたりの時間調整については、私に一任いただけたらと思います。できるだけご迷惑がかからないようにさせていただきますので、よろしく願います。

まず、本日の審議事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 「資料集」の 1 ページをご覧ください。

子ども・子育て会議の審議ロードマップですが、当初の予定では、今回第3回は、「需要量・供給量」、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」、「計画全体」、「認可基準」、「利用定員の審議」、「次世代行動計画の審議」となっていました。ただ、後ほど説明しますが、ニーズ調査の締切りを予定より1箇月ほど延長したため、現在、量の見込みの計算ができていない関係で、今回の議事は次第に挙げられているものになっていますので、ご了承をお願いします。

次に、3ページをご覧ください。

前回のまとめを掲載しています。今回の議事に関係する1番については、後ほど説明します。2番以降については、今回の議事に直接は関係ありませんので、説明は省略させていただきます。

次に、6ページをご覧ください。

本日の審議事項をまとめています。本日は、議事が4つ、その他が2つとなっています。

まず、「(1) 子ども・子育て支援事業計画の基本理念について」は、前回の会議での委員の皆様からのご意見を踏まえて、事務局案を作成しています。この案について、前回の会議の内容とかけ離れていないか、不適切な文言はないかといった観点からご意見をいただければと考えています。

次の「(2) 教育・保育提供区域について」ですが、これから策定する子ども・子育て支援事業計画で区域を定めて、その区域でのニーズと供給について記載することになっています。その区域をどのような範囲で設定するのかについてご意見をいただきます。事務局としては、昨年7月まで開催されていきました西宮市幼児期の教育・保育審議会でのご議論を踏まえて、大(3)、中(8)、小(13)のブロック分けから検討をスタートし、案を提示させていただいています。

(3)と(4)では、秋以降開催していただいております「基準等検討ワーキンググループ」と「評価検討ワーキンググループ」からのご報告をちょうだいするものです。

最後に、ニーズ調査の結果速報と、今年1月25日に実施しましたワークショップの報告を事務局からさせていただく予定です。

説明は以上です。

会長 「基本理念」と「教育・保育提供区域」については、今後の事業計画策定の基礎となる重要な部分となります。また、(3)と(4)では、2回ずつ開催していただいた各ワーキンググループからの報告をいただいて、適宜この会議本体でも議論したいと思います。特に「基準」については、市が条例を議会に上げるスケジュールを考えますと、早急にこの会議での議論が必要となってきます。その他の2つについては、ともに事務局からの報告となっています。

時間的な目安として、議事(1)の「基本理念」と(2)の「教育・保育提供区域」がそれぞれおよそ30分、(3)の基準等検討ワーキンググループの報告を45分、(4)の評価検討ワーキンググループ報告を15分、事務局からの2つの報告をつけ加えて、2時間を少し超える程度でと思っています。

それでは、「(1) 西宮市子ども・子育て支援事業計画の基本理念について」です。

前回会議で事業計画の理念について皆様からいただいた意見を踏まえて、事務局が案を作成していますので、その説明を受けて、さらに皆様と議論したいと思います。ただ、「理念」については、今日で終わりではなく、何度も時間を設けますので、特にまとめるということはありません。その点、ご了解をお願いします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集 7 ページをご覧ください。

前回の会議で、「子ども・子育て支援事業計画の基本理念」について皆様からご意見をいただきました。市としては、皆様からのご意見を踏まえ、現在計画期間中の「次世代育成支援行動計画(後期計画)」に掲げられている基本的な視点と基本理念をもとに、事業計画の基本理念等を整理させていただきました。この資料の 1 がその案です。

構成としては、「基本的な視点」と「基本理念」という、行動計画の構成を踏襲しまして、内容としても行動計画をほぼ踏襲しています。若干の文言変更と、皆様からのご意見を反映して追加した部分もありますので、順にご説明します。

8 ページをご覧ください。

事業計画の基本理念を整理するにあたり、2 に掲げている 4 点を考慮しています。

まず、(1)は、「次世代育成支援行動計画との関係」です。今回策定する事業計画は、行動計画に比べて狭い範囲の記載事項となりますので、より大きな範囲について記載している行動計画の基本理念の範疇におさまるものにする必要があると考えています。

(2)は、「子ども・子育て支援法・国の基本指針との整合性」です。事業計画は法律に根拠を置くもので、法律の規定では国の基本指針に沿って定めるとされています。

(3)は、「西宮市幼児期の教育・保育審議会の議論・答申の反映」、(4)は、「子ども・子育て会議における意見の反映」です。

先ほどの 7 ページの案は、これらを考慮して作成したものです。

続いて、「3 第 2 回西宮市子ども・子育て会議における委員の意見」では、前回の会議での皆様のご意見をどのように反映させたかをまとめています。皆様からのご意見を大きく分けると、(1)~(5)に分類されると思います。

まず、(1)の「環境に関する意見」として、自然環境や文化的環境についてご意見をいただきました。「自然環境」とは大自然のことなのか、公園などの身近な自然のことなのかという思いの違いはあるかと思いますが、文言としてはそのまま使わせていただきました。その他についても反映しています。ただ、そのまま文言を並べるだけでは文章になりませんので、国の基本指針の記述をつなぎにするなどの工夫をしています。

(2)の「地域社会に関する意見」としては、行動計画の基本的な視点の中に既に同趣旨の内容が含まれていますので、新しい言葉は追加していません。また、具体的に盛り込むというご意見もありましたが、理念という大きなものに反映するよりも、今後策定する計画の内容に反映させていくことになるかと思います。

続いて、9 ページをご覧ください。

(3)の「視点に関する意見」としては、子ども中心にとのご意見をいただきました。事業の実施にあたっては、保護者のニーズにばかり目が向いているとのご批判をいただくこともありますが、行動計画においても「子どもの視点に立った取組みを進める」と

の記載があります。これについても、新たに追加はしていません。

次に、(4)の「子ども自身の力について」のご意見は、国の基本指針にある「主体的に生きていく力」といった文言を使って反映させています。

(5)の「全般に関する意見」としては、目指すところをはっきり打ち出すべきとの意見に対して、任意記載事項とされている基本理念を西宮市の計画では記載することで反映しています。幼保審の議論を継承すべきとのご意見については、市としても当然重要なものと考えているところです。

次の10・11ページをご覧ください。次世代の行動計画と事業計画の案を対比して説明を加えているものです。表の左が行動計画、真ん中が事業計画案、右が備考として相違点を説明しています。

異なる箇所について下線を引いていますので、順に説明します。

まず は、前回会議のご意見を踏まえて追加したものです。前回会議で出された文言を国の基本指針の文言でつないだ形になっています。

は、「次世代を担うべき」という文言を国の基本指針の文言に変えています。

は、行動計画と事業計画の範囲の広さの違いにより変更しています。

は、国の基本指針の表現に倣った変更をしています。

は、先ほどの と同じく、計画の範囲の広さの違いにより変更しています。

11ページの は、これも国の基本指針の文言に倣った変更をしています。

次世代育成支援行動計画の基本理念などにこれらの変更を加えて、子ども・子育て支援事業計画の基本理念案としているところです。

以上で説明を終わります。

会長 ただいま事務局から説明があったとおり、事務局案は、現在進行中の「次世代育成支援行動計画(後期計画)」に掲げられている「基本的な視点」と「理念」をベースにしたものになっています。事務局の案では、前回皆様からいただいたご意見は、7ページの「基本的な視点」に新制度に合わせた文言に一部変更して集約されています。「基本理念」については行動計画から変更なしとなっています。

前回の会議で「子ども中心に」ということについては、意識として共有できているものと考えています。それを文字で表すものとして今回事務局が案を示したわけですが、文言を一つ一つ精査すると時間がかかりますので、今回は、事務局案が皆様の共通理解と異なるものになっていないか、不適切な文言が含まれていないかということについてご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

委員 理念について私が発言したことについては、特に訂正することはありません。

せんだってのワークショップで、「どんな子どもに育てたいか」というグループ発表で「親が幸せでないと子どもは幸せではない」という意見がありました。これは、この会議で私が言えなかったことで、本当にそうだなと思いました。

ですから、「親が幸せでないと子どもは幸せになれない」というところをもう少し手助けできるような理念にするとしたら、例えば8ページの上から3行目、「また、地域全体で子どもを見守り、支えあう心温かなまち、子育て家庭にやさしいまちは……」とありますが、これを、「また、子育て家庭を支え、地域全体で子どもを見守り、支えあ

う心温かなまち……」というようにして、子育て家庭を支えて、その人たちに幸せであってほしいという願いや理念をもう少し反映させて伝わるような文言にならないかなと思います。いかがでしょうか。

会長 今のご意見は、順序の問題ですか。「子育て家庭にやさしい」を前に持ってくるわけですね。

委員 そこを「子育て家庭を支え」にするのはどうでしょう。

会長 「子育て家庭を支え、地域全体で子どもを見守り、支えあう心温かなまちは…」にするということですか。

委員 はい。そうしてはどうだろうかという具体的な提案ですが、趣旨としては、例えば貧困で子育てを楽しめないような人たち、子育て世帯全体の収入は昔と比べて200万円も減っているという話もありますので、子育て世帯を支えないといけないなと考えました。

会長 もちろん物の順序というのは優先順位を表すものですから、そこで、「子ども」を前に持ってくるのか、子育て家庭ということですから、「家庭・保護者」を前に持ってくるのかということになってくると思います。ご意見として賜っておきますが、関連してご意見があればお伺いしたいと思います。

委員 文言に関してはもう少し検討しなければならないかなとは思っています。

「基本的な視点」のところについては、「子どもを大事にしながらその家庭を支える」ということが、今から私たちが取り組まなければならない大きな課題だろうと思っています。その中で、「家庭が豊かであることが子どもの幸せにつながっていく」ということは、押さえたいと思っています。

親のニーズばかりが取り上げられて、子どもの視点が欠けているのではないかという意見ももちろんありますが、親のニーズというのは、親のエゴだけではなく、一つの家庭をつくり、生き生きと輝くために、子育てに必要と思われることがニーズとして上がってきていると思います。

「子どもを中心に考える」というのは、もちろん私自身そう思っていますし、子どもたちが豊かに育つということがこの会議の中心の考え方なのはわかったうえで、「基本的な視点」の「[3]子育てが楽しく思えるまちをめざします」に「子育てを取り巻く不安や負担を理解した上で、それらを和らげ」という言葉がありますが、ここをもう少し積極的な言葉、例えば「子育て家庭を支える」とか「家族を支える」などで表すことはできないでしょうか。「和らげ」では何か足りないような気がします。

それから、「[4]まち全体で子どもを育みます」の中の「子育てについての第一義的な責任はその保護者にあることを踏まえ」も、ここだけ言葉がとてかたくて、これはもちろんそのとおりなのでしょうが、「親のあなたたちが責任を持たなきゃだめ」という感じが伝わってきます。「ともに支え合いましょう」、「ともに育て合いましょう」ということがこれから必要な視点なのではないかと思います。ここはもう少し何か考えられないかなと感じました。

会長 「子ども」にするのか、「親」にするのかについては、振り子のように揺れ続けるところだと思います。おっしゃったのは、具体的な文言として、「和らげ」をもう

少し積極的な行為に置きかえたらどうかということと、「第一義的な責任」という言葉は非常に強制力が強い印象なので、「ともに」というように変えられないかというご指摘であったと思います。

委員 今話題に出た7ページの「基本的な視点」の[3]ですが、ここだけ最初から暗いイメージになっています。例えば「本来の子育ての喜びや楽しさが味わえるように」などの言葉が前にあって、「子育ての精神的な不安」につなげて、そして、「和らぐ」というよりは、何か建設的な言葉があればいいなと思います。

会長 この点も大事なご指摘ですね。ネガティブな印象が強いということで、これもご意見としてお伺いしておきます。このあたりは、皆さんご了解いただけるところではないかと思います。

そのほかいかがでしょうか。

委員 10ページの「基本的な視点」の[1]がしっかり入った結果、西宮流のこだわりというか、子育てがすごくわかりやすく表現できているのかなと思います。私もこのような意見を申し上げたのですが、この[1]が加わったことで、全体が非常にわかりやすく、リアルな形になったと感じました。

委員 ここでの話合いの結果、[1]が入ったことは、すごくいいなと思うのですが、「愛着形成を基礎とし」というところが、何回読んでもその次とのつながり具合が引っかかってしまいます。「愛着形成がすごく大事だ」という意味だとは思いますが、「愛着形成があった上でなら、なかったらどうなのか」というとらえ方になるのかなと思います。「愛着形成を基礎とした情緒の安定がすごく大事だ」とか、「それをもとにして周りの人への信頼感が培われる一番大切な時期だから、そこを大事にする」ということが、ここで話をしてみんなの共通認識になっていると思います。文章として「愛着形成の上に」というイメージがあるのですが、どのような文章にすればいいのかは、何時間考えてもわかりませんでした。

会長 「愛着形成」は残して、「基礎とし」というところを、「支えられるように」とか「育まれるように」とかいったやわらかい文言にしたらどうかということですね。「ともに」ということになりますね。

委員 はい。

委員 これを読ませていただいて、非常に抽象的だなと思いました。これは子育ての支援の計画ですから、子育て支援というと、やはり親になってくるのかなと思います。この計画の中には幼児教育も少し含んでいるような部分があるのかなと思いますので、「子どもたちをどのように育てていくのか」という部分が、少し抽象的で弱いかなと思います。

特に今、育てるにあたっての目標みたいなもの、例えば「これから西宮市を担っていくような市民をつくっていく」というような視点があったほうが、関係者として非常に育てやすいのかな、目標が見えやすいかなという気がします。

「出会いを喜び、感謝の気持ちを持って、主体的に生きていく力を培います」というところは、「どういうふうにしてそうしていくのか」ということに落とししていかなければいけないのかなと思います。「実際に具体化するためにどうするのか」という話にな

ると、並べてあることはきれいだけど、抽象的だなという気がします。

それとともに、一番下に「まちを構成している家庭、地域、学校、企業、行政」と書いてありますが、「個人一人ひとりが子育てに対応していく」ということがこれからは大事になっていくのではないのでしょうか。市民一人ひとりが子どもたちを大事にして育てていく、そして、大人は子どもたちを今後の担い手である市民として育てていく、そのような視点が入っていると、もっとよくなるのではないかと思います。

会長 全体的なことになりますので、事務局との相談のうえ、提案させていただきたいと思います。

それでは、大変申しわけないのですが、今後の会議でも引き続きご意見をお伺いしたいと思いますので、今日のところは一たん閉じさせていただいて、次の議事に進ませていただきます。恐縮ですが、よろしくをお願いします。

議事(2)は、「教育・保育提供区域について」です。

これはニーズ量と供給量を記載していくにあたって、ベースになるところです。今回の議事ではこの区域をどのように設定していくかについて皆様からご意見をいただきたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集13ページの資料3をご覧ください。

これから策定する子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに量の見込みと提供について定めることとなります。

まず、1の「子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育提供区域ごとに量の見込み及び提供体制の確保の内容等を定める必要があるもの」です。ここに掲げられている「(1)教育・保育」、「(2)地域型保育事業」、「(3)地域子ども・子育て支援事業」については、教育・保育提供区域ごとに量の見込みなどを定める必要があります。

続いて、2の「教育・保育提供区域設定の基本」ですが、国の基本指針案では、(1)のとおり、先ほど1の(1)から(3)まですべてに共通の区域とすることが基本とされています。また、(2)のとおり、認定区分ごとに設定することも可能とされていますし、1の(3)の「地域・子ども子育て支援事業」は、実態に応じて設定することも可能とされています。

事務局としては、認定区分、つまり保育の必要性の認定を受ける0から2歳と、認定を受ける3から5歳、保育の必要性の認定を受けない3から5歳ごとに区域を別々にする特段の理由もありませんし、幼保の連携を考慮しますと、1の「(1)教育・保育」と「(2)地域型保育事業」は共通の区域を設定することになると考えます。

そこで、2つ目の矢印のとおり、この区域分けをどのようにするかが課題となります。また、3つ目の矢印のとおり、1の「(3)地域の子ども・子育て支援事業」については、「教育・保育」と同じ区域分けを基本とされていますが、13個の事業はそれぞれ性格が異なりますので、別々の区分けを設定すべきではないかということが課題となっています。

続いて、14ページをご覧ください。

まず、「教育・保育」の区域分けについて整理しました。3の「教育・保育、地域型



保育事業の提供区域の設定」です。

まず、幼保審でお示しいただいたブロック分けについて確認します。幼保審では、地域バランス・適正配置を検討する際に、3つに分けた大ブロック、8つに分けた中ブロック、13に分けた小ブロックを示していただきました。事務局の検討はここからスタートしましたので、今回改めてここに記載しています。

次に、15ページをご覧ください。

「(2)教育・保育施設及び保育ルーム利用状況」です。現在の利用者と各施設等との位置関係を見た結果、各施設等の市内の利用者の8割は1kmから1.6kmの範囲内にお住まいになっていることがわかりました。また、小ブロックと中ブロックをまたく利用も多いこと、大ブロックのうち南部と中部をまたく利用も多いこと、大ブロックのうち、中部から北部、南部から北部、その逆の利用は少ないこともわかりました。

これらの状況を踏まえて区域分けを検討していくこととなりますが、(3)でその留意点について記載しています。

まず、事業計画を策定するにあたっては、区域ごとにニーズに対応した施設整備などが必要になること、その整備は29年度末までに行うことが求められていること、最後に、計画をつくっても大型マンションが1つできるとそれが成り立たなくなる可能性があることを掲げています。

次の「利用」では、区域分けは、保護者が利用するにあたっては全く意識する必要がないものであることを挙げています。

最後に、「施設等の認可」では、認可時には需給調整があることを挙げています。

事務局としては、これらを踏まえると、市域を2つに分ける程度が妥当ではないかと考えています。幼保審で示された大ブロック「南部、中部、北部」のうち、「南部と中部を合体させた区域」と「北部」の2つの区域です。この分け方について皆様からご意見をいただきたいと考えています。

なお、15ページの4に記載のとおり、13ページの1の(3)にある地域子ども・子育て支援事業の13の事業については、それぞれの事業の性格に応じて検討することを今回ご了承いただければ、次回以降に具体的な案を事務局から提案させていただきたいと考えています。

説明は以上です。

会長 ブロックについては、第1回の子ども・子育て会議でも説明がありましたが、幼児期の教育・保育審議会で4年ほどかけて議論を行った中で決められたものです。そのあたりを継承して、北部、中部、南部の大きなブロックを中心に考えてはどうか、特に今回の提案では、中部と南部を1つのブロックにして、それと北部という2つの区分けとなっています。

このブロック分けについてご意見を賜りたいと思います。ニーズ量と供給量をこれから算出して提案していくベースになりますので、その点も念頭に置いてご意見をいただけたらと思います。いかがでしょうか。

幼保審では、これから地域子育て支援等々、細かなサービスをどう展開していくか、住民の方に届くサービスを丁寧に考えていくときの区割りが、小ブロックになります。

中ブロックは、細かな地域子育て支援事業とは別に、大きな枠になったときに活用することを想定したものです。今回は、大ブロックというもう一つ大きなところでニーズと供給を算出しようということで、目的に合わせてブロックを柔軟に使い分けて考えていくという形で大・中・小となっています。

事務局に確認します。データの使い方ですが、必要に応じて中ブロックで出すといったことはできるのですね。

事務局 ニーズ調査は、13ブロックを意識してアンケートをお願いしていますので、逆に言うと13ブロック以外で集計できないのですが、13ブロック・8ブロック・3ブロックについては、集計は可能です。

会長 今回、大ブロックの2つで考えてはどうかということです。いかがでしょうか。

委員 西宮市を大きく2つにブロック分けするということですね。そうすると、南の大きな地域の中で需要と供給のアンバランスな状態が生じる危険性は高くなると思うのですが、そこはどうか判断されているのでしょうか。地域的に、特に南のほうですが、一部地域に供給が偏って、ニーズが高いところに新たに供給できないということを防ぐといったこと、運用の中で対応するということでしょうか。

事務局 六甲山系がありますので、それを越えるのは難しいということがあります。南部は確かに東西にもかなり広いので、アンバランスになるのではないかというご指摘だと思いますが、そのあたりは運用で対応することになると考えています。厳密にどこまでブロックで区切っていくのがいいのかについて、今回ご意見をいただきたいところです。南部は大きいですが、交通機関が発達しており、行き来はできるのかなとは思いますが、今までも運用の中で対応してきた経緯がありますので、そのあたりは十分に対応できると考えています。

委員 中ブロックの大社1は、地形的にも坂道があるなどして、子育て支援などでも来るのが大変だというお話を聞きますので、南部と中部を併せて1つというのはどうかと切実に思います。

会長 ということは、大・中・小の3つでいいのではないかということですね。

ちなみに、南部と中部を分けている黒線は、JRと2号線です。

委員 確かに大社1は離れているかなと思いますが、逆に2号線・JRで区切った黒い線で中部と南部を分けてしまうと、その周辺はとても微妙になりますので、分けてしまうのはどうかと思います。私は、ざっくりと2ブロックにして、そのあとは運用で対応してはどうかと思います。

会長 ニーズと供給については大きな区域で出しておいて、事業として展開させていくときには、事務局の説明では運用で対応できるということです。

北部と中部・南部で移動がないことなどは、かなりはっきりしているわけですね。

事務局 北部と南部、北部と中部というのは余りないです。

委員 分け方はどうでもよくて、大ブロックで分けて、その大ブロックで何が出されるのかによって違ってくるのかなという気がします。北部と南部を全と一緒にしても、後の運用で結局分けていくのであれば同じですね。大きく分けたところで、例えば北部はこうだから、南部はこうだからということで、そこで何をどう決めていくのかという

ことですよね。それによっては、3つに分けたほうがいいかもしれないし、2つでもいいのかもしれないし、別に分けなくてもいいかもしれない。全体としてどんな感じなのかという形であれば1つでいいわけです。大きく分けた部分で何も決めないのであれば、運用で細かく分けて対応していくのであれば、それはそれでいいのかなと思います。どうなのでしょう。

会長 市全体で1つの区域とすると、どの地域でどのようなニーズがあるのかがわからなくなります。市全体とすることもいいのかもしれませんが、地域性によって違うだろうと事務局は考えて、分けようとしているわけです。

委員 地域性を出すために分けるのであれば、地域性を出さなければいけない区域で分けていただければいいと思うのです。

会長 ただ、その地域性が、事務局の説明では、住民の移動もあるし、大型マンションの建設などもあるので、中ブロック程度では今後の予測がつかなくて難しいのではないかとということです。

委員 ということは、細かい運用については、中ブロックや小ブロックで考えていくということですね。大ブロックで何かを決定することはないと考えていいのですか。

事務局 このブロックで分けて量を出す形になりますので、2ブロック、3ブロック等の大きな区域にしておいて、実際にマンション等がどこに建つのかはわかりませんので、そのあたりは柔軟に対応できるように、ある程度大きな枠で決めておいてはどうかという事務局の提案です。細かいエリアで見ていく方法もあるのですが、かなりぶれる可能性がありますし、どこまで細かくすればいいのか疑問なところもあるので、ある程度大きなくくりでどうかと思っています。

また、北部については、行き来が余りないので、エリアは別とらえておいたほうがいいのではないかと考え、分けさせていただきました。

他市にも聞いてみたのですが、全市で1つという考え方を持っておられるところもありますし、行政区で分けるとか、合併町村単位で分けるとか、様々です。各市とも、大きな区域とするのか、コミュニティで細かく見るのか悩まれているのが現況です。

会長 事務局案としては2ブロックですが、それに対して全市1つでもいいのではないかとのご意見と3ブロックにしてもいいのではないかとのご意見がありました。何かお考えがありましたらお願いします。

委員 何か目安は要ると思いますので、2ブロックでいいのではないかと思います。

会長 それでは、一応、事務局案の2ブロックで進めさせていただきたいと思います。西宮市の特徴を踏まえて、北部地域と中部・南部地域の二つの区域分けでニーズと供給量を出していただき、ご意見いただいていますように、運用、細かい地域性を鑑みるときは、小ブロックまたは中ブロックを視野に入れておくということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 それでは、ブロック分けについては、事務局案のとおりとさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、「議事(3) 基準等検討ワーキンググループの報告」です。

前回の本体会議から今回までの間に2回開催されていますので、その報告を座長からよろしくお願いいたします。

副会長 それでは、基準等検討ワーキンググループから報告いたします。

資料集の17ページをご覧ください。

基準等検討ワーキンググループは、昨年11月29日及び1月29日の2回開催しました。皆さんもご存じのように、子ども・子育て支援新制度に伴っているいろいろな制度が大きく変わりますが、国の方針が決まったのが12月末から1月15日ぐらいにかけての子ども・子育て会議でしたので、最初の11月のワーキンググループでは、国ではどのようなことが検討されているのかについて事務局からご報告いただいて、「どうなるのだろう、大変だな」と感じました。1月の第2回ワーキンググループでは、国で幾つかの基準の方針が示されましたので、それをもとに西宮市でどうするかを話し合いました。ですから、1月のワーキンググループでは、支給認定基準と放課後児童健全育成事業と小規模保育事業の認可基準、そして、幼保連携型認定こども園の認可基準の4項目について協議しました。認定こども園に関してはまだ協議の途中ですので、本日は、ここにあります3つ、支給認定基準、放課後児童健全育成事業、小規模保育事業についてご報告させていただきます。

報告事項が多くありますので、一つずつ報告させていただき、皆様からご意見をいただきたいと思えます。

まず、支給認定基準からご説明いたします。

これまでは「保育に欠ける」という条件で保育所に入所できるかどうかが決まっていたのですが、これからは「保育の必要性があるかどうか」という基準に変わります。

参考資料2の4ページをご覧ください。あわせて、ワーキンググループのときには西宮市の状況についての具体的な資料や、ピンボケの事務局答弁が多かったので、今回、追加資料を用意していただきましたので、追加資料の1ページをご覧ください。

まず、支給認定基準を新たにつくるわけですが、これに関しても3つのことを決めなければいけません。1つは「事由」、つまり、どのような人が保育が必要かということです。2つ目は「区分」で、長時間利用、短時間利用があるわけですが、週に何時間、月に何時間働いていれば保育の必要性があるとするのかという時間の下限です。3つ目は「優先」で、この人が好きだから、この人は声が大きいからではなく、この人はどのような理由で優先するのかということも決めなければなりません。

まず、「事由」ですが、参考資料2の4ページの左側が現在の西宮市保育の実施に関する条例に定められている「このような人が保育に欠けています」という要件です。右側は、新たに国が保育の必要性の要件としようとしている項目です。

「就労」や「妊娠・出産」、「災害」、「保護者の病気」は同じですが、市の条例には、に「市長が認める前各号に類する状態にあること」として、いろいろなことを含んでいます。今回、国は、この のいろいろな理由をきちんと書きまして、 、 、 と具体的に示しています。

は、「虐待やDVのおそれがあること」、 は「育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること」です。育休中は、保護者が家にい

ますので、保育に欠けないのですが、今後は保育の必要性なので、子どもにとっても慣れたお友達と過ごすことが必要だとして、その子にとって必要であれば育児休業中も継続利用できることにしました。それから、やはりいろいろなことがありますので、は「その他、上記に類する状態として市町村が認める場合」として、緊急避難的に認定できる項目を定めました。

これに対して西宮市の状況はどうなっているかを説明しているのが追加資料の1ページです。

西宮市では、これまでとして、求職活動や就学、育児休業中の継続利用も認めていました。また、虐待リスクのある保育所入所児童数は144件とありますが、これは、虐待があるから入れたわけではなくて、保育所に入っている子の中で虐待リスクがあると思われるものです。それから、実際に虐待、DVなどで調整指数加算を行った件数が過去3年間で4件あります。また、育児休業中の入所継続件数は、平成24年度実績で313件です。ですから、西宮市では既に認めているということです。

国が示している「求職活動」や「就学」などは、西宮市では既に対応していますので、そのまま国が示す案を条例に盛り込む形で、さらに現在、市が緩やかに運用している育児休業取得時の取扱いを維持すべきだということが皆さんのご意見でした。そのほか、障害児の利用をどうするかなど、いろいろなご意見もございました。

次は、就労時間の下限についてです。参考資料2の5ページをご覧ください。

国は、長時間利用と短時間利用を掲げていますが、これはそのまま適用するとして、特に国が自治体それぞれで考えてもらいたいと言っているのが「保育短時間の下限」です。これは、保育を必要とする保護者が働く時間の最低限度を自治体が決めなさいということです。1箇月当たり48時間以上64時間以下の範囲で市町村が地域の実態に即して決めなければいけません。

月48時間ということは週12時間、月64時間なら週16時間です。西宮市はどうなっているかという、「1日4時間以上かつ週4日以上の勤務(おおむね月64時間)」が下限です。このほかに、週に3日でも週19時間以上、つまり月76時間以上であればOKとしています。

西宮市は、現在、待機児童がいる状況ですし、その一方で、フルタイムで働いている保護者は大体育児休業をとられますので、1歳児から利用されます。短時間就労で育児休業をとる必要がなく、穏やかな働き方をされている方が0歳児から利用されることにより、フルタイムで働いている保護者のお子さんが1歳児のときに保育所に入れないということになります。ですから、月48時間に下げると、週12時間ですから1日4時間・週3日勤務の方が0歳児の枠をさらに埋めることになって、1歳児の待機が増えるということが予測されますので、現状から見て月64時間程度がいいのではないかと思います。

かつ、今は一時預かりなどの短時間保育を利用している人たちも、今後はすべてフルの週5日の保育でカバーすることになると、保育所がどんどん必要になりますので、むしろ一時預かりのような多様な選択肢を並行して用意することによっていろいろなニーズを吸収し、月から金まで週5日フルで預ける保育所ですべて吸収する必要はないので

はないかという意見も出されました。

追加資料の3ページに、保育所の一時預かりがどのようになっているかが載っています。例えばなぎさ保育園では、毎日8時から17時まで定員10人の一時預かりを行っておられますが、12月での延べ利用人数は76人となっています。次の4ページには、私立幼稚園の預かり保育の回数・保育時間が出ています。今は積極的に預かりをされているところが多くて、中には夜8時までされている幼稚園もあります。

このように多様な選択肢もあるので、下限を下げるべきだというご意見もありましたが、今のところは月64時間以上にしようということになりました。

ただ、追加資料の2ページに基準検討ワーキンググループでは出されていなかった市の検討案が出されていますので、ご説明いただけますか。

事務局 せんだってのワーキンググループの際には、ウの部分を議論できず、今回案として提出することになりまして、本当に申しわけありません。

追加資料の2ページの「(3) 就労要件のイメージ」ですが、現行はアとイがあります。アが「1日4時間以上かつ週4日以上で月64時間」、イが「週19時間以上の勤務」の例です。週19時間以上お勤めという条件では、最低週3日はお仕事をお願いしていただき、週2日勤務の方であれば一時預かりをお願いしています。

現行のアとイを組み合わせるときに、西宮市が国の示している月64時間を下限とすることになりますと、イの条件から週3日のパターンもあることから、検討案としてウの週3日以上かつ週16時間以上の勤務の例が考えられます。ですから、月64時間なら週3日以上でこういった形でお勤めいただくパターンが必要ではないかということで、「週3日以上かつ週16時間以上(月64時間)」の勤務を下限としたいというご提案です。いかがでしょうか。

副会長 一応64時間を下限としますが、ワーキンググループでもなるべくいろいろなニーズを吸収してはどうかというご意見がありましたので、西宮市のほうで、「週3日以上かつ16時間以上」であればいいという案を今日出していただきました。

次に、「優先利用」です。誰を優先すべきかということですが、参考資料2の6ページです。

国は、「ひとり親家庭」、「生活保護家庭」などの条件を挙げていて、いずれも重要ですが、西宮市では、国が挙げていないことでも運用しています。例えば「待機期間の長い人」、「配偶者のどちらかが単身赴任」、「認可外保育施設を利用している場合」は優先するとしています。

実際にどのように優先度を運用しているかは、7・8ページです。このような点数表がありまして、点数を積算して決めることになっています。

西宮市では「生活保護」に関しては優先していませんが、市のほうから、「親の就労状況で見ているので、生活保護をもらっていて就労していない人を優先するのはいかなものか」というご意見が出されました。

協議した結果、いずれも重要でして、社会状況の変化によって何を優先すべきかも変わってくると思いますが、いざというときに柔軟に運用できるような裁量性を残しておくべきではないかということと、西宮市が独自で運用している「待機期間」、「単身赴

任」、「認可外保育施設を利用している場合」などもきちんと規定して、この点数表に載せていただきたいということも私たちの意見としてまとめました。

この3つについて、よろしく願いいたします。

会長 大変細部にわたるもので、委員の皆様、ご苦労さまでした。ありがとうございました。

資料集17ページをご覧くださいますと、「事由」、「区分」、「優先順位」をそれぞれ太字で示していただいています。ただし、「区分」については、1日5ないし6時間の「週3日で16時間」という提案が本日ありましたので、よろしく願いします。

いかがでしょうか。何かご意見等はありませんか。

委員 小規模保育施設、保育ルーム等を卒園した子どもの受入先について検討されたように書いてありますが、点数がプラス1だけになっています。この待機の多い状況で本当に入ることができているのか、その点をお聞きしたいと思います。

会長 優先利用の点数のところですね。小規模保育を利用された後に、保育所に入所されている方のデータはありますか。

事務局 追加資料の12ページ、「(4)保育ルーム卒園児の行き先」です。保育ルームの卒園児が認可保育所・幼稚園に入れているのかどうかを示した表です。

25年3月の段階では17人が卒園されて、3歳の段階で認可保育所に15人、1人は幼稚園、1人は転出されて、今のところ認可に入れている状況です。

会長 後ほど小規模保育の説明がありますが、今後は、数が増えてきますので、その点はこれから流動的に考えなければいけないのですが、事務局の説明のとおりです。

委員 優先利用について、「ひとり親家庭」、「生活保護世帯」とありますが、ぎりぎり生活保護にはならない低所得世帯の方たちは、母が仕事をしないと生活がきついか、支出は子どもの多さなどによって家庭ごとに違います。自営業でそれほど保育に欠ける状態ではないのに、申請書をうまく書いて保育所に入ったという人の話もよく聞きます。本当に困っている人たちを優先してほしいと思います。働かないと生活が苦しいという人が入れないという話を聞くと、収入なども考慮していただければいいのではないかと思います。

会長 そのようなことについてどこかで反映できないかということですね。

委員 時間のことですが、追加資料の2ページの検討案の「週3日以上かつ週16時間以上」にしたいということは、例えば1日8時間の週2日勤務で16時間になる人は、保育が必要な人とは認定せずに、一時預かりなどで対応するという趣旨と理解してよろしいでしょうか。

事務局 基本的には、2日という短い勤務であれば、一時預かりという形で対応していきたいと考えています。今回出した案でも、週3日以上は必ず就労していただくようになっています。

委員 では、一時預かりについて別途決めていく際には、そのあたりのニーズなども考慮されるのでしょうか。

事務局 一時預かりで受け皿を確保していく中で、それを越える部分については保育所で受けていくというように整理しています。

委員 もう1点、国は月64時間、西宮市さんは週16時間という言い方をされていますが、1箇月30日という計算だと、4週プラス2日ですので、週16時間とすると、月64時間を超えてしまいます。そのような細かい話は気にしなくていいのでしょうか。

事務局 基本的には「週3日以上かつ週16時間以上」という形で判断させていただきたいと思っています。

会長 ですから、64時間を超えることもあり得るということですね。

事務局 そうです。

委員 64時間を超えることになると、国の「64時間以下の範囲で決めなさい」という基準に合うのでしょうか。

事務局 下限が64時間という形になりますので、それをベースに考えています。

委員 優先順位や時間に関しては、決めなければならないことなので、検討してこのように決めましたが、先ほどもおっしゃられたように、一時預かりなど、これにはまらない人たちに対するフォローを今後きちんと決めていっていただきたいと思います。

それから、先ほどの「自営」のことは、主たる自営では点数が9点になるのですが、夫が主で妻が従の場合は点数が低く、結局いつまでたっても認可園には入れない方たちもたくさん見えていますので、自営の方たちはなかなか厳しいなと思います。

点数で判断することが本当に子どもにとっての必要度に合っているのか、苦しいなというのが正直な気持ちです。私が運営している認可外保育施設に来ているたくさんのお母様、お父様、子どもたちの顔が点数で浮かんでくるのですが、本来はすべての子どもたち、すべての家庭のニーズにきちんと応えていかなければならないことをもう一度確認させていただきたいと思います。

そのような感想を持ちました。

会長 ワーキンググループではそういうことがかなり議論されたのだろうなということとは、出された意見をまとめていただいたものを見るだけでも拝察できます。ありがとうございました。

一応、「事由」と「区分」と「優先利用」については、ワーキンググループから出された案をこの本体の会議で認めることにしてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 では、ここで閉じさせていただきます。ありがとうございました。

あと2つありますので、よろしくをお願いします。

副会長 続いて、「放課後児童健全育成事業の設備・運営基準」です。

国の社会保障審議会の児童部会に専門委員会が設置されて、放課後児童クラブのあり方が検討された結果、国の子ども・子育て会議にその報告書が出され、それがそのまま認められて、自治体に示されております。

検討状況は資料集の18ページにまとめています。あわせて参考資料2の9ページをご覧ください。

保育所が増えていきますので、当然、放課後児童クラブに来る子どもたちが増えていきます。国のほうで理想の基準を語るのはいいのですが、その結果、現実子どもを受け入れられなければ困ると、委員さんたちも迷いながら議論されていました。



新しい基準が示されているわけですが、これに関して私どもが主に議論したのは、参考資料2の11ページです。私たちが最も時間を割いたのは面積です。複数の指導員を置かなければいけないことや定員を下げることについては、西宮市では既に複数の指導員を設置していますし、定員に関しては、面積のことと関連しますので、まず面積のほうから説明します。

国は1.65㎡を満たすことを求めています、西宮市留守家庭児童育成センター条例では、「児童1人あたり1㎡を確保するように努める」、「待機児童の状況がある場合、施設の定員を超えて利用させる人数については、育成室で児童1人当たり1.1㎡以上確保できる人数まで利用させる事ができる」となっています。

現在の育成センターの状況については、追加資料6・7ページにまとめています。

平成25年3月1日現在、認可保育所の5歳児クラスの在籍児童は1,054人です。この子たちのうち、25年4月に小学校に上がって育成センターに行きましたのは1,037人です。センターによって減ったところ、増えたところといろいろあります。おじいちゃん、おばあちゃんが見る場合もありますし、西宮市の場合は送り迎えの学習塾や英語学校や、食事までついている学童保育が駅周辺にできていますので、そこに預ける人、転出する人等いろいろあると思いますが、5歳児クラスにいた子がほぼそのまま育成センターに行くわけです。

現在、床面積がどうなっているのかを示しているのが7ページです。平成25年5月1日段階での実際の利用人数で育成室の面積を割った1人当たりの面積は、鳴尾東は1.1㎡、甲子園浜は1.70㎡、施設によっては1.1㎡ぎりぎりのところもあれば、2㎡を超えるところもあります。

では、国が言ったとおり1.65㎡を1人当たりの基準とした場合どうなるのかということ、に待機児童数がありますが、現在受け入れられている子も受け入れられない状況になるわけです。鳴尾東は今73人受け入れていますが、1.65㎡という基準を適用すれば48人しか入れませんので、25人の子どもを追い出すしかなくなります。ですから、忸怩たる思いはありますが、今すぐその基準を適用するのは難しいということはワーキンググループでもわかりました。

それでは、これからどのようになるのかについては、追加資料8ページです。西宮市は育成センターを増やす努力をしまして、平成26年度の定員は3,080人ですが、平成28年度には3,120人にする予定となっています。最大受入れをして、4,000人超まで受け入れようとしています。

ちなみに、平成26年度には安井小学校の学区で第1・第2センターを建てかえて面積を広げて、27年度には高木小学校区での新設校の開校に伴って新たに育成センターをつくることになっています。ですので、早く国の基準に合わせてもらいたいと思っています。

また、国は、できれば小学校6年生までの受入れも今後検討するようにとっています。西宮市では小学校3年生まででも待機が出る状況なので、とにかく現状の床面積の基準で3年生まで入れるけれども、今後は、障害児の受入れの拡充、床面積の拡充、高学年受入れに向けて、子どもたちの放課後を一層充実させるような方向性を示していた

だきたいというのが私たちの意見です。

会長 この点も、西宮市の現状を踏まえると、ワーキンググループではかなり厳しい検討をしていただいたのではないかと思います。

18ページの2にまとめが案として出ていますが、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。待機児童をつくるよりも、面積は少ないが、多くの子どもをできるだけ受け入れようということになるかと思えます。

委員 待機児童が出ている中で1.65㎡は確保が難しいので、今後の課題として、基準としては今のままでいくということですが、参考資料2の14ページに最大受入人数が書いてあります。西宮市では待機の子どもの場合1.1㎡を切らないところまで受け入れるとのことですが、最大受入人数はどのように計算して出てきたのかお伺いします。

それから、待機があるので今後整備していくということですが、早急に学校の空き教室を利用するという手法もあるのではないかと思います。待機が出て1年生が入れないことはとても大変だと思いますが、余りにも狭いところに入れるとけんかや事故も起こってくると思いますので、空き教室の利用も考えていくべきではないかと思えます。

職員数については、西宮市では複数配置されていまして、資料18ページの「指導員配置」のところ、「現状の手厚い配置」でとありますが、参考資料2の10ページに、「職員数については本市の現行基準のうち有資格者については、保育士等の資格所持者確保の観点から、(国)専門委員会の報告内容に沿った基準で条例化」という記述があります。今西宮市では、職員は有資格者としていますが、国の示すとおり1人は有資格者で、ほかはそうでなくてもいいという基準に下げようという案なのでしょうか。

高学年学童については、待機児童が出ている現状で受入れは難しいということですが、指導の面で難しいということについては、民間のノウハウを利用することによってクリアできると書いてあります。西宮市には民間で長い間高学年学童を運営しているところもあると思いますので、そのノウハウを利用することも考えてほしいと思います。

会長 職員数について、緩めていくのかということですが、いかがでしょうか。

事務局 まず、最大の受入れをする場合の計算の方法ですが、追加資料7ページの下段に「 」があります。西宮市の場合は、「定員までは1人当たり1㎡を確保し、定員を超えて受入れを行う人数については1人当たり1.1㎡を確保する」という考え方になっています。

例として、定員が40人で育成室の面積が66㎡の施設の場合、「定員1人当たり1㎡を確保する」ですので、まず66㎡から40㎡を引いて、残り26㎡になります。この26を、「定員を超えて受入れを行う場合は1人当たり1.1㎡を確保する」という考え方から、26割る1.1で23.64人、最初の40人プラス定員を超えての23人を足して63人、という計算の仕方です。現在最大受入れを決めています。

会長 定員を超えた場合でも、「定員までの1人当たりを1㎡にすること」が前提になっているということですね。

もう一つ、職員の資格基準について、事務局から説明してください。

事務局 現在、育成センターでは、常勤指導員は資格を有することになっていますが、国の示す基準では、「職員2人以上のうち1人は有資格」ということになっています。

今後、センター等が増えていく中で、保育士資格等を有する人を確保することが難しくなってくることもありますので、職員の資格については、国の基準に合わせた形で条例化を考えています。

会長 ということは、無資格者の方がいらっしゃるところも出てくるであろうということですね。

事務局 そうです。

会長 それは困る、この点は有資格者を確保するようにはしていただきたいという強いご意見ですね。

この職員配置については、これからもご意見を言っていただく機会があるかと思えます。

面積の基準について、市の現行の1.1㎡で行かせていただくということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 委員の皆様方も忸怩たる思いなのは十分承知しているのですが、待機児童をつくるよりは広く受け入れようということです。さきほど代弁していただいたように、できるだけいろいろな場所につくったり、空きスペースを使ったりしながら、市のほうで努力していただきたいということです。

高学年の受入れについても、現状ではかなり難しいということですので、この点は会議本体としてはワーキンググループの原案を承認しまして、今おっしゃったように、ノウハウを持っておられるところもあるので、民間との協働をしていくべきではないかということです。この点は事業を展開していくときに十分に確認しながら進めてもらいたいと考えます。

このような形でワーキンググループから出していただいた原案を本体会議としても認めることにしてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 貴重な意見をいただいていますので、このあたりは今後の議論に反映させていただきたいと思えます。

それでは、3つ目、よろしくをお願いします。

副会長 次は、「小規模保育事業の認可基準」に関する取りまとめをしましたので、ご報告します。

参考資料の17ページです。

小規模保育は、主に0・1・2歳児が対象ですが、国からは小規模保育A型、B型、C型が示されています。西宮市では、西宮市独自の小規模保育事業として、C型を参考に西宮市の基準を定めていきたいという報告がありました。

A型とB型に関して、どのような取り扱いをするのか、説明をお願いします。

事務局 小規模保育事業につきましては、西宮市では平成26年度からの実施に向けて準備を進めているところです。

参考資料集17・18ページをご覧ください。

国は、小規模保育事業について、類型をA型、B型、C型の3つ規定しています。A

型、B型は、定員が6人以上19人以下、C型は6人以上15人以下です。大きな違いとしては、職員配置の部分で、A型は、ほぼ認可保育所と同様の配置基準で、B型は、認可保育所と同様の職員配置ですが、そのうち保育士の有資格者は2分の1以上であればいいということです。C型は、お預かりするお子様の数に応じて、保育士の資格を持っていたり、また市町村の研修を受けた家庭的保育者、その方と補助者で保育をする形になっています。

西宮市では、A型、B型については、26年度から実施をするわけではないのですが、国が示している基準で実施する方向であればと考えているところです。

副会長 前回のワーキンググループではこの報告がなかったのですが、A型、B型は、将来実施する可能性を残し、国の基準をそのまま導入するという事です。

ワーキンググループでは、西宮市版小規模保育事業についてどうかという議論をしました。追加資料10ページを見ていただきますと、西宮市版小規模保育事業は平成26年度から実施することが決まっています。9施設、定員112人で、特に待機児童の多い夙川地域で4施設、西宮北口の駅周辺が3施設となっています。

追加資料9ページです。現在、西宮市では待機児童がいるわけですが、就学前人口は平成18年をピークに減り続けています。平成18年が2万9,737人、平成25年度が2万8,065人、10年後の平成35年には2万2,000人になるという予想です。これから日本全国で出産可能年齢の女性が激減しますので、全国どこの地域でもこのような状態になると思います。

そこで委員さんからは、小規模保育をどんどんつくって、将来はどうなるのかというご意見がありました。9ページの下にあるように、今年度は、幼稚園に32.92%の方が入られており、この割合は今までと余り変わっていません。保育所入園率は上がっていき、平成5年には11.3%でしたが、今年度は21.4%になっています。

このような中で、保育所をつくり、かつ0～3歳の小規模保育や保育ルームをつくっていますが、1つは、将来子どもが減ったときにどうなるのか、1つは、この子たちが次にちゃんと移れる認可保育所があるのかという問題があります。

追加資料11ページですが、西宮市では平成25年度4月1日に待機児童ゼロとなり、格好よく記者会見もしましたが、これは厚生労働省の基準でゼロということです。しかし、実際に保育所に申し込んで入れなかった人は125人います。この人たちは、1箇所しか申し込んでいない人、第2希望に内定したけれど第1希望でなければという人、近所にあるのに行きたくない人、また、求職中の人など、今すぐ保育に欠ける状態でない人は、厚生労働省の基準では除かれます。特定保育所からの申請者が125人、求職中の申請者が109人、育児休業中の申請者は16人で、この人たちは表面的には待機になっていませんが、できれば入りたいという人たちです。

では、実際に申し込んで入れなかった人はどうなっているのかがその下です。平成25年度当初の0歳児の入所保留児童は32人です。4月に全部埋まって、年度途中の入園はできないので、今年1月には509人の赤ちゃんが入れていません。0歳児から5歳児まで全部で884人もまだ入れない子がいるわけです。ですから、西宮市では、特に0から3歳の待機児童を何とか吸収するところが必要だとしています。

それは良いことだという意見もあるかもしれませんが、ワーキンググループで意見があったように、これは家庭的保育ですので、必ずしも保育士資格を有する必要はありません。保育の質をどう確保するのかという問題もありますし、卒園後の受入れは大丈夫かという確認が何回もありました。

それに対して西宮市は、参考資料2の18ページにありますように、国より基準を上げて、保育時間中は必ず複数体制をとるとの説明がありました。また、連携施設については、国の場合はどこにあってもいいのですが、西宮市は市内の保育所と連携することになっています。さらに、必ず自園調理を行うことを求めているという説明がありました。

小規模保育の場は狭いですし、園庭がなかったりしますので、広い幼稚園、保育所に行って遊べるようにしたり、いろいろなアドバイスを受けられるように、連携保育所を市があっせんするべきではないかという意見がありました。

ひとまずはこの基準で私どもは承認しましたが、保育の質を担保する研修体制やバックアップ体制はきちんとしてほしいという意見がワーキンググループの皆さんから出されました。

会長 西宮市版小規模保育事業の原案があり、資料集18ページにあるようなまとめになっているということです。

小規模保育事業についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。

委員 待機児童が大変多いので小規模保育事業を受け皿とするということはわかりやすく、人口が減った場合のことも考えていかなければいけないということはわかるのですが、小規模保育、家庭的保育を利用する子どもは、そこの保育を受けて大きくなっていくのです。ですから、そこでの保育はきちんとした保育であるべきだと思うし、年齢が小さければ小さいほど保育士の資格が必要ではないかと思います。子どものそばにいる人には保育士資格が必要だと思うので、有保育士資格者とするべきだと思います。

会長 まとめの最初にある「保育士資格を有しない者が保育に従事することになる」という点について、やはり資格が必要だというご意見ですね。

この点について事務局のほうから何かありますか。

事務局 追加資料集の12ページが少し今のご意見にかかわりますので、ご説明いたします。

「(5)平成25年4月1日現在の空き状況」という表があります。この認可保育所の欄が379となっています。実は西宮市は待機児童が大変多くて、ゼロになったとはいえ、前ページにありますように、250名の入所保留児童がいます。90人定員の認可保育所をつくる場合、約3億円以上の施設整備費がかかります。それから、開発などの地元協議で約2年間かかります。その中で379の空きが出ている実態ですので、小規模保育や保育ルームといった3歳未満児を集中的に受け入れる施設はやはり必要だと考えています。目指すところは認可保育所で全員を受け入れたいところですが、財源にも限りがありますし、施設整備まで2年間かかるということで、待機児童対策として小規模保育、保育ルームの整備を進めているところです。

会長 それはそれでわかるのですが、保育士資格を有することが必要ではないかというご意見について、事務局でお考えのことがあればお願いします。

事務局 国から示されている案では、必ずしも有保育士資格者ではなく、家庭的保育事業の基礎研修を受講した者を「家庭的保育者」と認定する形になっています。しかし、本市では、先行で実施している保育ルームについても、基礎研修に加えて、保育者は必ず保育士資格を有している者として実施していますので、この点は26年度以降の事業についても、保育士の資格を持っている方の従事という形になります。

しかしながら、「家庭的保育補助者」については、国と同様、特に保育士資格を有する者という規定はしていません。現実的には、有資格の方がそろうところ、そろわないところという実情もありますので、現時点では、保育者については有資格の方、補助者の方については基礎研修を受講された方という形態で実施していきたいと考えています。

会長 無資格者ばかりで運営されることはないということですね。

事務局 はい。

会長 1名いればいいのですね。

事務局 はい、必ず有資格者がいらっしゃるという形で実施しています。

委員 有資格者については、認可園でも採用は難しい状況なので、全員が有資格者ということが難しいのはよくわかるのですが、現在の保育ルームに関しても、保育ルームの責任者の姿勢や発言についての苦情や、こんなことを言われて困っているという意見があります。ですから、責任者及び保育の補助につく方に対する研修内容も、今後現実には合うような形でもう一度内容を見直してほしいと思います。

会長 その点のご意見としてあるということですね。

有資格者については、事務局から答弁があったとおりですが、この点はいかがですか。

委員 国の基準がそうなっていることも、西宮市が保育士資格者が1人入るということで上乘せしていることもよくわかるのですが、死亡事故やいろいろな事故の多い年齢で、資格を持たない方が幾ら研修を受けたとしても、国家資格である保育士資格を持っていない方がそこに携わることはどうなのかと思います。1人資格を持っている方がいらっしゃっても、その方がずっとそこについているわけではなくて、複数で保育することになっていても、無資格の方が保育する場合や、その方がかかわることは多くあると思うので、大きな影響はあると思います。国のほうが有資格者でなくてもいいという基準をつくっていることが私はおかしいと思うのですが、西宮市としては、責任を持って保育士資格を有する人がつくべきだと思います。

会長 おっしゃるとおりですが、保育に携わる人全員が保育士資格を持たなければいけないとなると、開設できなくなる現状があり、板挟みになるところです。待機児童の問題、0・1・2歳児を受け入れることをまず考えていくというところが、ワーキンググループで話し合われたことではないかと拝察します。そのようなことでこの原案が出ているということですね。

どういたしましょうか。今2案あります。1つが、全員が保育士資格を持っていないといけないという案ですが、そうすると開設できなくなるということもあります。もう1つは、1人以上いれば開設していいのではないかと案です。

これは今日決めなければいけないのですね。

事務局 できればここで決めていただきたいと考えています。

〔傍聴席から発言あり〕

会長 傍聴の方は、発言されると退室していただくこととなりますので、ご留意ください。

この点、何かご意見があればお願いしたいのですが。

委員 現実的に考えなければ仕方がないのかなというところから出発しても、やはり子どもの命は守りたいと思います。ですから、基礎研修を課すだけではなく、基礎研修の実効性、運営の中できちんと守るべきところ、例えば安全管理などを担保する仕組みも同時にできないかなと考えます。

事務局 委員の皆様がおっしゃっていた研修内容の充実というところもありますし、現在、西宮市では、保育士の資格を持つ支援員4名が、巡回して、保育の中での事故が起こらないように適切な指導を行っています。このあたりもまた充実させていくという形で保育の質の向上を図っているところです。

会長 研修にもう少し実効性を持たせることというご意見、有資格者の支援員がそのあたりをしっかりとサポートをするという事務局説明でした。

委員 小規模保育事業を行うにあたって、西宮市は、NPO法人と社会福祉法人を対象としたことは守らなければならないことだと考えます。法人格を持った者として責任がしっかりしていることと、NPO法人や社会福祉法人は、公共の利益を考えて、つまり利益優先にはならないのではないかと思います。

現場の中に有資格者と無資格者がいるという点は、私も必ずしもこのままの状態でいいとは考えていません。資格者、研修を積んだ者が子どものそばで保育に携わるべきだと考えています。ですから、研修とともに、資格を取るためのフォローをしていく、また、スタッフ数を多めに確保してもう少しゆとりを持った体制が組めるように考えるといった形でしばらくやってみるのはどうかなと思います。

会長 そのような意見も出ていますが、いかがでしょうか。

委員 例えば資格が取れるようにフォローの研修をされるとか、資格を取った人が2人いるところには補助が増えるとか、そのような上乘せみたいなことは考えていらっしゃるでしょうか。

事務局 基本的には、案として出させていただいている形でしていくことが基本だと考えています。当然、予算面が許せば、プラスアルファすることも考えられるのですが、国の基準に基づいて市が考えているやり方でさせていただくことが基本線かなとは考えています。

委員 基本線がそうだとした場合、「よい保育を提供すべき」とまとめの中にあるように、今後の展開として今言ったような形や、嘱託医などもきちんと保障していくなど、補助金以外で市のバックアップをしていくことを考えていくのはどうでしょうか。「よい保育を必ず西宮市が責任を持ってやっていくんだ」という姿勢を示していただければと思います。

今は待機児童をどうするかという状況ですので、大きな保育施設をつくるよりも、小規模の保育をつくったほうが簡単ということもありますが、小規模保育には、小さな集団の中で丁寧に子どもたちの育ちを見ていくという意味で大切な面があります。そこを

大事にして、人員配置などをもう少し余裕のあるものにするなど、今後、小規模の保育としてのあり方も大事に考えるということで、「よい保育」という中身を膨らませていただけたらと思います。

会長 幾つかご意見が出ました。原案としてワーキンググループから出していただいたものをこの本体会議で承認しつつ、しかし、実際には、研修の充実・実効性などを見守ること、側面的なところでは、支援員のサポートによってしっかりとよい保育を提供していくことに市が責任を持っていただくこと、その他、嘱託医の問題や自園調理の問題など保育の質についても、認可保育所と同じような質を担保することという附則をつけていただいているということになります。

この子ども・子育て会議本体では、ワーキンググループで出された意見を承認させていただくということによろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

〔傍聴席から発言あり〕

会長 退室していただきますので、事務局のほうで対処してください。

〔傍聴席から発言あり〕

退室してください。

〔傍聴席から発言あり〕

退室いただけますか。

議事を進行します。

時間をとりましたが、大事なところですので、説明も丁寧にしていただきました。あとを急ぐこととなりますが、ここで基準等検討ワーキンググループに関する意見は閉めさせていただきます。

続いて、評価検討ワーキンググループの報告に移ります。

座長、よろしく願いいたします。

副会長 評価検討ワーキンググループから資料5に沿ってご報告いたします。

このワーキンググループの役割ですが、平成24年度の次世代育成支援行動計画(期計画)の進捗状況をもとに、計画された事業が目指す方向性に沿って実施されているか、設定目標を達成するための取組みができているかなど、計画された事業の現状把握と課題等について評価・検討することを目的に行いました。

今日は、開催状況と協議概要について報告します。

開催状況ですが、10月28日、11月25日の2回に分けて行いました。

第1回では、計画の進捗状況などを説明していただきました。この事業が多数多種にわたっていますので、評価すること自体が非常に難しいタスクでしたが、それをどう進めていくかについて協議しました。第1回は特定項目を中心に、第2回は基本目標ごとに設定されている重点施策と重点事業から特に重要と思われるものを中心に評価・検討することを決定しました。ですので、第1回は、特定項目を中心に協議、意見交換を行いました。

第2回は、重点施策の中でも特に子ども・子育て支援新制度の事業計画と関連が強い基本目標の1・3・6、つまり、基本目標1が「地域における子育てを支えるまちづく



り」、基本目標3が「子育てと仕事の両立を支えるまちづくり」、基本目標6が「子どもの権利と安全を守るまちづくり」、これを中心に協議、意見交換を行いました。

限られた時間でしたが、貴重な意見をたくさん出していただきました。それを集約することは難しいのですが、一任していただきましたので、次のページから始まる「協議概要」としてまとめています。

時間の関係上、すべて読み上げることはしませんが、主立ったところだけ報告します。

まず、このワーキンググループは、次世代育成支援行動計画(後期計画)の平成24年度の進捗状況をもとに評価・検討することが目的ですが、計画全体にかかわることに対しての意見もたくさんいただきました。それを、「基本理念・基本目標の設定等について」と「評価するにあたっての視点等について」の2点でまとめました。

まず「基本理念・基本目標の設定等について」ですが、「基本理念や目指すべき子ども像などについて十分に議論し、子どもを中心とした、子どもの視点に立った目標を設定すべきである」、「保育サービスの充実が子育ての喜びの減少を助長させる側面もある」、「ワーク・ライフ・バランスとの関連性を踏まえて目標設定すべきではないか」など、計画の根幹にかかわる貴重なご意見をたくさん出していただきました。

次は、「評価するにあたっての視点等について」です。「子どもを中心に、子どもにとってどうなのかという視点に立って評価していく必要がある」、「数は数として押さえないけれども、それに必ず利用者の声が反映されるように評価していくことが必要である」、「評価にあたって数字は並べているが、実際に必要な事業なのか、本当に子どもや親のためになっているのかといった、運営している当事者側の視点も大事である」、「それぞれの事業において、障害のある子どもや家庭にとってどうなのかという視点が必要である」という意見もありました。

21ページから基本目標に沿って検討した中で出された意見をまとめています。

まず、「地域における子育てを支えるまちづくり」の中で、重点施策の「子どもの遊び場・居場所づくり」についてさまざまな意見を出していただきました。「放課後子ども教室について、地域により自主的に運営されているが、人材確保に苦慮している地域がある。行政には人材に関する情報提供をお願いしたい」、「障害のある子どもたち、あるいは配慮が必要な子どもたちの場合は、遊び場や居場所が少ないのではないか」、「児童館のような施設がもっと必要ではないか。小中学生に対する事業が少ない」、「子どもが自由に安心・安全に遊べる公園が少ない」というご意見もありました。

次に、基本目標3の「子育てと仕事の両立を支えるまちづくり」の重点施策の「保育所の待機児童解消」についてです。「待機児童解消と報道されているが、実際には保育所に入れていない子どもがいる」、「0～2歳児だけの保育所や保育ルームが多くつくられているが、子どもによってよりよい環境が必要である」という意見がありました。

(2)の重点施策の「保育サービスの充実」ですが、イの「病児保育」についてたくさんのご意見がありました。「病児保育については、社会全体で工夫し、保護者が安心して仕事を休めて子どもの看病に従事できるようにすべきである」、「病気のときのようが一番親にそばにいてほしいときに、親のニーズがあるからといって病児保育を推進・拡充していくことは疑問である」、その一方、「子どもが病気のときこそお子さん

のそばにいなればいけないと言われるのはわかるが、今の社会ではそれでは解決できない問題もあるので、現実的には病児保育によって救われている利用者もいる」、「専門性のある病児・病後児保育はふさわしくないとするならば、今のこの現実を解決する具体策をセットで示す必要がある」というご意見がありました。また、「保育所の中に保健室の拡大版をつくることはできないか」というご意見も出ました。

次に、二の「保育サービスの充実」について、「保育所にも看護師や養護教諭の有資格者を配置するべきではないか」、「子どもには余裕のある施設、中身のある施策が必要で、そのためにも予算も人材も必要であるので、箇所数だけでは評価できるものではない」というご意見もありました。

(3)、重点施策の「ワーク・ライフ・バランスの推進」については、「企業や社会全体で進めていかないと子どもの最善の利益につながらないが、生活を保障する具体的な代替措置がないと実効性がない」、「働きながら子育てする人への支援として考えていく必要がある」、「非正規労働者の育児休業取得率が低い。事業主に対する働きかけが必要である」というご意見がありました。

最後の「基本目標6 子どもの権利と安全を守るまちづくり」では、重点施策の「発達障害などへの総合的な支援体制の確立」については、「ハード面、回数等では達成できているが、相談や療育などの面では不十分である」、「通園で療育を受けている人口1万人当たりの割合は、西宮市は近隣他市に比べて低い。新しい児童発達支援センターは機能が拡充されるが、大幅な定員増はない。どのようにすぐれた療育・サービスを提供していけるのか、相対評価を含めて目標を持ってもらいたい」というご意見がありました。

このワーキンググループは、24年度の進捗状況をもとに評価することが目的でしたが、事業が本当に数多く多種にわたっていますので、評価すること自体なかなか難しかったのですが、非常に活発な意見交換の上、貴重な意見をたくさん出していただきました。ワーキンググループの委員の方々にはお礼を申し上げたいと思います。

市の事業担当課におかれては、ワーキンググループで出された意見を真摯に受けとめて、今後の事業運営に努めていただきたいと思います。また、新制度の事業計画の策定にあたりまして、今回参考になる貴重な意見をたくさん出していただきましたので、これらの意見を少しでも多く反映できればと思っています。

簡単ですが、ご報告を終わらせていただきます。

会長 理念にかかわるところから、実際の居場所の問題や一時預かり、病児保育等々、事業にかかわるところまでありまして、議論していただくには非常に広範囲で、また具体的なところがありました。いろいろとご苦労いただいたのではないかと思います。ありがとうございます。

座長から言っていたように、事業を拡大するところもあるが、本質的なところはどうかと、その両論を丁寧に押さえていただいていると思いますので、そのあたりを事務局は真摯に受けとめて、今後の新制度の計画に活かしていただきたいと思います。

この評価検討ワーキンググループの報告に対して何かこれだけはということがありま

したら、ご意見としてお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 このワーキンググループにおいては、出された意見を本体のほうでも議論させていただくことがあろうかと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、「その他」に入らせていただきます。2つありますが、事務局から簡潔に願います。

事務局 「その他」の項目は2つありますが、まとめて報告します。

資料集25ページの資料6です。これは、本日別冊でお配りしている参考資料4のアンケート調査結果速報の概要です。

まず、1の「調査概要」です。

子ども・子育て会議の第1回、第2回でニーズ調査の調査票について皆様のご意見をいただきまして、国のものをベースに、さらに修正をして、11月に約6,300人の市民の方に対して発送しました。当初の締切りは11月25日でしたが、回収状況が余りよくなかったため、締切りを12月の終わりまで延ばしました。結果は、就学前児童用の調査票で57.2%、小学生用で54%、全体では56.5%の回収率となりました。これは、他市と比べても遜色のない回収率ですし、50%を超えると一定のニーズの推計ができるものと考えています。

会長 事務局、このあたりは見ればわかる場所ですから、もういいですよ。

事務局 わかりました。資料6は34ページまでありますので、またご覧ください。

では、第2項目のワークショップのご報告をさせていただきます。別冊の資料7です。

1月25日土曜日に、10時から2時間ほどこの東館大ホールで行いました。70名の申込みで、当日は66名の参加をいただきました。子ども・子育て会議の委員の皆さんも、会長をはじめ11名の方に参加いただきまして、市長をはじめ職員を合わせて100名を超える会となりました。

1グループ8～9名の8グループに分かれて、資料7の「4」のようにテーマを5つ決めてグループ討議の後、発表いただきました。各グループの話合いの内容等は、2ページ以降に収録しています。さまざまな立場の就学前児童にかかわる方々が集まって意見交換をいただきまして、最後のまとめとして会長から講評をいただきました。

ワークショップに参加いただいた方からのアンケートでは、「違う立場の人と一緒に子どものこと、子育てに関することについて話し合うことができよかった」というご意見を多数いただきました。

2ページから6ページまでに、各テーマでのまとめを入れています。7ページ以降は、8班に分かれて、それぞれのグループで模造紙に附箋で意見を張りつけていったものを文字化したものです。各班の実際の協議状況が出ています。

資料7の1ページに戻りますが、ワークショップについては、子ども・子育て会議の委員の皆さまにも実際に生の声を聞いていただきましたので、今後の事業計画等の策定にお役立ていただけたらと考えています。

また、これとは別に、1月31日、2月6日、2月14日の3回、グループインタビューを行いました。子育て家庭の方、小学生本人を対象に行いましたので、このご意見もま

とめまして、改めて子ども・子育て会議に報告したいと考えています。

以上です。

会長 今後、事業計画を策定する場合に非常に貴重なベースになりますので、また資料7等をご覧いただきたいと思います。

グループインタビューのまとまったものは、委員の皆様には郵送されるのですか。

事務局 何らかの形で皆様に報告いたします。

会長 そういうことですので、ぜひお目通しいただければと思います。

それでは、今回予定された議事はすべて終了となります。ワーキンググループのほうでは大変詳細な議論をしていただきましたが、本体では時間不足のところがありまして、急いだやりとりをしていただくことになりましたことをお許しいただきたいと思います。今後はもう少し時間的な余裕が持てるように、事務局と相談しながら進めてまいりたいと思いますので、今回についてはどうぞご了承いただきますようによろしく願いいたします。

最後に、事務局のほうから連絡事項等をお願いします。

事務局 本年度の子ども・子育て会議、またワーキンググループは、今日が最後となります。新年度26年度は、基準等検討ワーキンググループについてはもともと予定していたとおり4月から始めたいと思っています。子ども・子育て会議については、当初は、5月に1回目を開催と考えていましたが、今日も時間が足りなかったこともありますし、国の議論が大分押してしまっていて、市の子ども・子育て会議で議論する時間がなかなかとれないこともあります。基準等の条例制定も6月を考えていますので、できましたら当初予定になかった4月に子ども・子育て会議を1回開催させていただきたいと考えています。ご了承いただければ、日程調整を事務局から皆様にさせていただきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

それから、お知らせです。2月21日金曜日に「新制度の説明会&座談会」を西宮北口のプレラホールで開催します。県庁の方の説明、関西大学の山縣先生の講演、市長の入った座談会、グループインタビューも予定しています。もし委員さんの中でご参加いただける方がいらっしゃいましたら、事務局にお申し出いただきましたらお席を確保させていただきます。直前のご案内で申しわけないのですが、よろしく願いいたします。

また、机上配付ですが、ご欠席の委員から配布を頼まれましたものです。これも2月21日の昼から、市民会館で子育て支援メッセをされるそうです。あわせてご参加いただければと考えています。

事務局からは以上です。

会長 4月に1回会議を追加させていただくという提案がありました。この点はどうかご了承いただきたいと思います。事務局と私のほうで調整しますが、今後は特にニーズ調査の結果を踏まえての議論・検討になりますので、時間は少し長めになるかもしれません。その点もどうかご理解いただければと思います。

事務局 補足ですが、保育ルームの子は、卒園するとき、あるいは満3歳になったときにはもう1点追加され、2点になります。

会長 大変ご丁寧にありがとうございました。

本日の会議は、これをもって終了します。  
大変長時間になりましたので申しわけありませんでした。ご協力いただき、ありがとうございました。

〔午後7時30分 閉会〕

## 【委員出席者名簿 16名】

## 【事務局出席者名簿 20名】

所属団体・役職名等	氏名	所属・役職	氏名
西宮市私立幼稚園連合会 理事長	出原 大	【健康福祉局】	
西宮市PTA協議会	泉 桂子	担当理事(子ども・子育て)	山本 晶子
西宮市民間保育所協議会 会長	内田 澄生	こども部長	川戸 美子
公募市民	大森 早苗	参与(子育て支援担当)	津田 哲司
兵庫県西宮こども家庭センター 所長	柏原 俊朗	子育て企画課長	楠本 博紀
公募市民	北村 頼生	児童・母子支援課長	西岡 秀明
西宮市労働者福祉協議会	久城 直美	保育所事業課長	廉沢 裕和
西宮市民生委員・児童委員会	熊谷 智恵子	参事(保育指導担当)	婦木 雅子
武庫川女子大学文学部 教授	倉石 哲也	児童福祉施設整備課長	緒方 剛
関西学院大学教育学部 教授	橋本 祐子	参事(児童発達支援センター・政策 担当)	佐々木 秀樹
地域子育て支援センターつばみの ひろば センター長	林 真咲	子育て総合センター所長	増尾 尚之
西宮市地域自立支援協議会こども 部会 部会長	東野 弘美	わかば園事業課長	岡崎 州祐
はらっぱ保育所(認可外保育施設) 園長	前田 公美	子育て手当課長	海部 康
甲南大学マネジメント創造学部 教授	前田 正子	地域保健課長	小田 照美
西宮市青少年愛護協議会	森 郁子	【産業文化局】	
株式会社阪急阪神百貨店西宮阪 急 店長	由本 雅則	勤労福祉課長	堂村 武史
		【教育委員会】	
		教育次長	田近 敏之
		学校教育部長	垣内 浩
		学事・学校改革課長	中西 しのぶ
		学校教育課長	大和 一哉

特別支援教育課長	中畑 尚子
社会教育課係長（代理出席）	岡本 篤
西宮市立幼稚園長会会長	大江 嘉津子